平成２１年（フ）第８２６号
愛知県西尾市下町宮東12番地１　市営下町住宅２棟203号室
債務者　我如古明子こと　ガネコ　アキコ　ジョウゴ
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
和歌山県東牟婁郡串本町古座38番地
債務者　石濱　英治
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第３２７号
岡山県倉敷市白楽町503番地
債務者　藤本　啓二
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
東京都足立区西新井１丁目21番17―103号、住民票上の住所埼玉県本庄市日の出１丁目10番３号　永山荘５号
債務者　須藤　弘行
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４９６号
埼玉県本庄市日の出１丁目10番３号　永山荘５号
債務者　須藤奈美江
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５３２号
埼玉県比企郡小川町大字大塚859番地１
債務者　村田　健次
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５０号
新潟市秋葉区覚路津1286番地
債務者　大橋　雄二
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３０号
新潟県新潟市南区月潟1572番地
債務者　野内　武好
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９８号
京都市南区吉祥院西定成町16番地　第２嶋本マンション303号
債務者　紺谷　朱美
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０４号
京都市伏見区深草西浦町７丁目５番地　リバティＦ205
債務者　田村　和雄
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２０８６号
堺市西区草部201番地５
債務者　アンジェこと　久保　恭児
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
堺市中区土塔町2125番地41
債務者　松原　恵子（旧姓川下）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
堺市中区深阪2537　レオパレスウォームコーポ深阪208号室、住民票上の住所大阪府交野市星田１丁目50番５号
債務者　多田　　亮
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２６４号
堺市中区土師町３丁24番９号
債務者　岡本　健史
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８６号
堺市中区陶器北1071番地13
債務者　兼田工務店こと　兼田　行久
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３７号
大阪府富田林市錦織南２丁目23番18号
債務者　狩谷美惠子（旧姓土井）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４７７号
堺市西区草部201番地５
債務者　久保知津代
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４０号
大阪府藤井寺市野中５丁目８番26号
債務者　木村　篤子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係